県内外の規定状況及び条文比較表

	県内			県外	他の事項の参考条文
古賀市　案	福岡県、 うきは市、 福岡県介護保険広域連合	八女市、柳川市、 大牟田市、大川市、 みやま市、 大木町、広川町、	小郡市、添田町、 桂川町、香春町、	千葉県栄町、 千葉県長門川水道企業団	徳島県鳴門市
（条例要配慮個人情報） 第２条の２　法第60条第５項の条例で定める記述等は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第６号）第８条に規定する同和地区の所在地を含む記述等とする。	（条例要配慮個人情報） 第３条　法第60条第５項の条例で定める記述等は、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年福岡県条例第６号）第８条に規定する同和地区の所在地を含む記述等とする。	（条例要配慮個人情報） 第３条　法第60条第５項の条例で定める記述等は、福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年福岡県条例第43号）第３条に規定する記述等とする。	（条例要配慮個人情報） 第６条　法第60条第５項の条例で定める記述等は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。）の所在地を含む記述等とする。	（条例要配慮個人情報） 第３条　法第60条第５項の条例で定める記述等は、社会的差別の原因となるおそれのある記述等として規則で定めるものとする。	（条例要配慮個人情報） 第３条　法第60条第５項の条例で定める記述等は、本人の性的指向又は性自認に関する事項を内容とする記述等とする。

県内地方公共団体　合計１４（県：１、市：７、町：５、その他：１）